

第24回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年4月26日(水)
開 会 午後2時
閉 会 午後4時20分

2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

4. 報告事項

(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について
(4) 農地使用貸借権解約について

5. 出席委員(27人)

会 長 15番 大友 正一

農業委員 1番 相澤 喜美 2番 今野 一忠 3番 洞口 ゆかり
4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
9番 櫻井 勉 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博
14番 相澤 早苗

欠席推進委員 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛

6. 事務局出席職員

事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第24回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第24回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員12名、計27名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

8番 渡邊 正明 委員 10番 布田 順一 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

第3班代表委員の佐伯美和です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年4月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館川上字中薬師14番4、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,214㎡です。転用目的は、太陽光発電設備です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で1㎡あたり577円、総額700,000円です。太陽光パネル160枚を設置します。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、樽水ダム上流の県道名取村田線沿いの集落にある田です。盛土の予定は無く、土砂の流出はありません。雨水は自然浸透させますので農業用排水路施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。水路に関しては、地域の実情にあった草刈りや堀払い等の作業に協力するよう要望及び指導をいたしました。また、新しくイノシシ除けのフェンスを設置し、害獣対策を行うが、被害が生じた場合は、責任をもって対処するとのことでした。

4月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人の社員から実情聴取したところ、農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり農地区分における転用については問題ないものと考えます。

番号2、大字・字・地番は、高舘川上字五性寺44番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は617㎡、高舘川上字五性寺46番5、地目は登記・現況共に畑、登記面積は921㎡、合計1,538㎡です。転用目的は資材置場及び駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり6,010円、総額9,244,000円です。資材置場、駐車場(5台)、車両回転スペース、通路、作業スペースとして利用します。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、高舘小学校の西、県道名取村田線と旧東街道線との交差点の南西にある畑になります。譲受人は、土木工事や解体を請け負う会社で業務拡大にあたり隣接するこの場所を購入したく今回の申請に至ったものです。計画地で盛土をし、盛土法面の勾配を緩くして施行し、境界面より1m程後退させることで土砂の流出を防止するとしています。周辺農地に影響を与えないように雨水は地盤表面を碎石で仕上げることで自然浸透を図り、敷地北東側に勾配をつけて土側溝に集積し、既存の暗渠排水路を介して放流します。

4月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人本人から実情聴取しました。農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり農地区分における転用については、問題ないものと考えます。

○ 議長 (大友正一会長)

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員 (長田幸夫推進委員)

議案第1号1番、2番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番につきましては、太陽光発電設備で、草刈等周辺の環境整備について、十分配慮するようお願いします。

2番は、資材置場等として転用するもので、周辺農地及び周辺住民へ影響を及ぼさないよう対応することを確認しました。以上1番2番については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等
はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

1番について質問します。イノシシ除けのフェンスで囲う部分には、搬入路及び駐車
スペースは含まれないのでしょうか。

○ 事務局（松野局長）

フェンスの設置は、担任委員会資料2ページの土地利用計画のとおりでメンテナンス
スペースとミラー設置部分のみとなりますが、草刈り等の管理は敷地全体に対して行う
ことを確認しております。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号に入る前に、議案と関連がありますので、松浦正博推進委員は、退
席をお願いします。

（松浦正博推進委員退室）

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定につい
て」を議題といたします。佐伯美和代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地
法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年4月26
日提出。

番号1、大字・字・地番は、下余田字草倉田650番の一部、地目は登記畑・現況宅
地、登記面積は999㎡のうち400.40㎡です。転用目的は農業用施設建築、申請
人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業
又は施設の概要は、農業用物置、乾燥機等の資材置場2棟、建築面積は178.09㎡
です。この案件は追認事案であり、始末書の提出有りです。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページ、農地転用許可基準及び審査内容、土地利用計画図については、担任委員会資料5ページから6ページをご覧ください。申請地は下余田生活センターより北へ300mほどのところになります。昭和53年頃に農業用物置を建て、令和3年に資材置場を増築した後、地元の農業委員の指摘で違反転用に気付いたそうです。施設はコンクリート敷きのため土砂の流出等はなく、農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。雨水は自然浸透にて対応することです。

4月24日の担任委員会で現地調査を行い、申請者本人から実情聴取しました。農地転用については、許可が必要であり十分注意するよう伝え、今回は始末書も提出され、反省していることから追認については止むを得ないものと考えます。

番号2、大字・字・地番は、愛島笠島字一本木82番1、地目は登記田・現況畑、登記面積は391㎡、愛島笠島字一本木85番1、地目は登記田・現況畑、登記面積は626㎡、合計1,017㎡です。転用目的は駐車場。申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、貸農園利用者のための駐車場30台、仮設トイレ1基です。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料7ページから8ページをご覧ください。申請地は、愛島小学校より東へ約500mのところになります。隣接地にて開設する貸農園利用者のための駐車場・仮設トイレ設置への転用で、計画図の境界付近の碎石は薄くして流出を防ぎ、雨水は自然浸透の他、東側に勾配をつけ既存の水路へ流すとのことです。周辺農地へ被害を及ぼす恐れがある場合は、対策を講じることです。

4月24日の担任委員会で現地調査を行い、申請人の委任を受けた家族から実情を聴取しました。農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり農地区分における転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番は、農業用物置等への転用で、隣接する農地への支障はなく、始末書も提出されていることから、追認はやむを得ないものと考えます。

2番の、駐車場への転用については、近隣農地への影響が出ないよう、対策をお願いしましたので、問題は無いものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

番号1について質問します。追認案件ということですが、さきほどの説明によりますと、2段階にわたり許可無しで農業用施設を建設したとのことですが、農地転用が必要なことを知らないまま今回の申請に至ったということでしょうか。経緯を説明願います。

○ 事務局（松野局長）

担任委員会で聴取したところ、昭和53年に第1回目の建物の建築の際、特に指摘を受けなかったため、農地転用の届出は不要と解釈したとのことですが。農地転用には農業委員会へ許可又は届出が必要なことについて、事務局での申請受け時、及び担任委員会においても、重ねて指導いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（大友正一会長）

ここで、松浦正則推進委員に、着席していただきます。

（松浦正則推進委員入室）

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号に入る前に、議案と関連があるため、松浦岩男委員は退席願います。

（松浦岩男委員退席）

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年4月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、大曲字高田101番、地目は登記・現況共に田、登記面積は5,046㎡で、権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は25a、世帯員5人、労力人は4人です。備考として売買、10aあたり594,530円、総額3,000,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の9ページ、農地法第3条の判断基準について

は担任委員会資料9ページをご覧ください。申請地は、県道閉上港線と仙台東部道路が立体交差するところから、西へ約500mのところにある田です。申請人は自家用米栽培のための田を探していたところ、知り合いから申請地を紹介され購入することになったとのことです。

番号2から番号5まで関連がありますので、続けて説明します。

番号2、大字・字・地番は、大曲字藤木80番、地目は登記・現況共に田、登記面積1,035㎡外5筆、外5筆の地目は登記・現況共に田、登記面積3,546㎡、面積合計4,581㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は341a、世帯員5人、労力人4人です。備考として売買、10aあたり284,869円、総額1,304,989円です。

番号3、大字・字・地番は、大曲字高田102番2、地目は登記・現況共に田、登記面積200㎡、大曲字高田102番3、地目は登記・現況共に田、登記面積178㎡、合計378㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は595a、世帯員5人、労力人2人です。備考として売買、10aあたり284,867円、総額107,680円です。

番号4、大字・字・地番は、大曲字高田107番1、地目は登記・現況共に田、登記面積881㎡、権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は15,050a、労力人は17人、備考として売買、10aあたり284,000円、総額250,204円です。

番号5、大字・字・地番は、大曲字古舘288番2、地目は登記・現況共に田、登記面積827㎡外3筆、外3筆の地目は登記・現況共に田、登記面積は3筆合計2,118㎡、面積合計2,945㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は3,969a、労力人は5人です。備考として売買、10aあたり284,000円、総額836,380円です。

番号2から番号5の申請地は、議案第3号番号1の田の近くに点在しています。譲渡人が死亡し後継者もないことから、耕作している方々に購入してもらうことになったとのことです。番号2から番号5につきましては、家庭裁判所の審判によるものであることを報告します。譲受人はいずれも認定農家で、農地を適切に管理するとのことです。

4月24日の担任委員会で番号1と番号2から番号5の一部については現地調査を行い、その他は写真で確認しました。番号1については、譲受人の家族から、番号2から番号4については、譲渡人の代理の不動産業者から、番号5については譲受人本人から実情を聴取しました。2番から5番については、譲受人はいずれも認定農業者で、農地を適切に管理するとのことでした。以上、番号1番から5番については、農地法第3条の判断基準について、担任委員会資料9ページでお示しのとおり判断基準を満たしており、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第3号1番から5番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。いずれも、3条の許可要件を満たしていることから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

○ 5番（入間川昭一委員）

第2番、第3番、第4番、第5番について、相続財産管理人弁護士を介しての売買ですが、本来であれば耕作者が第一優先であるかと思えます。4件とも別々の譲受人への売買となった経緯を詳しく説明いただきたいです。

○ 事務局（松野局長）

実情聴取に出向いていただきました不動産業者の話では、実際に耕作していた方へ引き取っていただくよう手続きをしたと伺いました。審判書中の物件目録によりますと、大曲字藤木80番以外の農地は県営復興ほ場整事業によるほ場整備地内となり、従前の地番による審判の決定を受け、その後、ほ場整備後の地番に移行した形での今回の3条申請となったところです。

○ 5番（入間川昭一委員）

ほ場整備地内ある農地であることは理解できましたが、細かな面積の地番も含まれていることから、問題が発生して本換地がなされなかったということでしょうか。

○ 事務局（松野局長）

審判書によりますとは、2番から5番までの農地について、従前地番による面積とほ場整備後の面積が併記されており、番号2の従前地面積は4,662㎡で、4,581㎡に変わりました。番号3の従前地面積は583㎡で、378㎡に変わり、番号4の従前地面積は940㎡から881㎡に変わり、番号5は、従前地面積は3,063㎡から2,945㎡に変わりました。従前地の地番で審判の申し出がありましたが、決定の際は特記事項としてほ場整備換地図各筆明細書の内容に基づくものとしての記載がありました。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

1番について質問します。譲受人の経営面積25aとありますが、譲受人が実際に耕作している面積なのでしょうか。自家用米のために購入とありましたが5,046㎡は自家消費用としては広すぎると思えます。また、譲受人は増田から大曲まで移動して耕作を行うのかを担任委員会で聴取していたのかを確認したいです。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

担任委員会で譲受人の家族から実情聴取したところ、譲受人の経営農地のほとんどは畑であり、田は少ししか無く、譲受人はいままで大豆を作っていたとのことでしたが、これから自分で米を作って食べていきたいとのこと。トラクターを所有しておりますが、田植え機はこれから購入し、JA からトラックを借りて移動し自分で耕作するとの返事をいただいております。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

購入後、すぐに委託による耕作を開始した場合、事務局は、名取市農業委員会として罰則等について考えているのかを含めて質問します。

○ 事務局（松野局長）

実情聴取で聞き取りをした際、以前所有していた田植え機は、転用等があり手放してしまいましたが耕作の意志はあり、その後自ら耕作するための5反ほどの農地を探していたとのことでした。

○ 10番（布田順一委員）

第3班の担任委員として、担任委員会に出席した者です。ただ今引地職務代理が心配していることは当然のものとして、譲受人の家族の方に、自ら耕作を行わなければならないことは確認しました。現在所有していない農業機械類は購入し、耕作は農業に従事している親戚の方の協力があるかもしれませんが、自ら耕作を行うとの意志表示がありましたので、担任委員会の席上ではそれ以上のことを確認することはできず、親戚の方からの協力はやむを得ないのではないかと考えました。

○ 議長（大友正一会長）

今年度より農地取得にあたり農地法の50aの面積要件が撤廃されたことにより、非農家であっても農地を所有しようとする申請が増えることが懸念されておりました。このような案件は、今後さらに増加することが考えられますので、慎重審議をお願いします。

他にありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

農機具を持たずにこれから田植え時期を迎えることになるのが心配です。譲受人自らの耕作意志が本当にあるのか疑問です。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

実情調査時におきましては、あくまでも本人自ら耕作を行うこととしていましたので、譲受人から書面による念書を提出させてはどうでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

農地法第3条による売買において、譲受人は譲渡人から指名されていることが何よりの効力を発揮しているため、譲渡人から譲受人に権利が移ることについて農業委員は否決する権限はないです。

○ 9番（大内繁徳委員）

事務局は許可申請の受付時において譲受人の前歴等を厳しく調査すべきだったと考

えます。なお許可が下りた後は、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員が現地を見守り、指導をしていくことになるだろうと考えます。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦正博推進委員）

譲受人に対して、農機具の購入を考えているのであれば、見積書、領収書の写等の根拠資料の提出を農業委員会として求めているかがでしょうか。50a要件が撤廃されたことで、誰でも農地を取得できると誤って理解している方々から、農地を購入したいのでどの様にすればよいかとの相談を受けています。これからこの様な相談や申請は、激増すると思います。今後の申請では、農業機械の写真添付の他、農業機械の購入先の法人名、購入者の氏名が残る資料の提出を求めることが必要になってくると考えます。今回の案件について、根拠資料が乏しいとの理由で却下には出来ないのでしょうか。今回承認してしまうと、今後同様の案件が出された際承認せざるを得なくなってしまうと思います。

○ 2番（今野一忠委員）

2番の今野です。このたび3班の一員として実情調査を行いました。代表委員の説明のとおり譲受人の家族は自ら耕作を行う意志があるとの意思表示を行い、布田委員からの念押しに対しても、間違いなく耕作を行いますと意志表示を行っていました。しかしながら、さきほど入間川委員も発言しておりましたが、売買の場合、耕作者がいた場合の優先順位は耕作者となります。申請農地には平成29年から譲渡人から頼まれ耕作していた耕作者がいたとのことでした。譲受人は増田から大曲に通うこととなります。トラクター1台のみ所有で今後別の農機具の購入を考えているとの説明に対し、購入先について質問したところ、親戚の農業経営者の名を上げました。許可後、譲受人は第三者に耕作を依頼するのではないかとということが懸念されます。皆さまから出された意見のとおり書面等根拠資料を提出、地元委員による現地の見守り等が必要と考えます。この案件の可否について、皆さまよろしくお考えいただきますようお願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

大変こみ入った話となりましたようです。さて様々な意見が出されました様ですので、そろそろ採決の方に移りたいと思います。ほかに意見はありませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

1点確認します。この案件は農地法第3条による申請ですが、申請書には農機具の所有状況について記入する欄があり、申請者は正直に現状を記入したと考えますが、今後の対策として、申請書中に譲受人の今後の農業経営を確約するような欄を設けるなどの工夫も必要ではないかと、少し観点はずれるとは思いますが感じました。

○ 事務局（松野局長）

4月から、50a要件が撤廃されたことにより農業委員会事務局の方に、5件ほど問い合わせがありました。50a要件は無くなりましたがその他の要件は残っており、農地を取得する条件はあくまでも農業経営であることを説明し、さらに2件の方には詳しい

営農計画を必ず提出する必要があることの説明を行いました。

○ 議長（大友正一会長）

営農計画の確認は、営農意思の確認に有効です。他にありませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

農業委員会が売買を認めた場合、譲受人は、田植え機や苗をこれから購入して水稻を植えることは出来ると思いますが、基幹3作業の後期作業、刈取、乾燥調整等を第三者に委託した場合は、農業委員会としては自らの耕作と認めるのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

一般論として、兼業農家の方で所有農地が1ha以下の農家は、耕起作業は委託している経営もあります。しかしながら、今回の案件におけるトラクター1台のみでの農業経営は難しいと考えます。これからの農地法第3条の申請においては、営農計画書・領収書等の根拠書類の提出が、必要となってくるのではないのでしょうか。50a要件が撤廃されたことできちんとした書類による審査が求められ、現在は過渡期にあたる時期と考えます。他にありませんか。

○ 10番（布田順一委員）

この様な案件は今まで何度か持ち込まれ、その都度担当となった委員は頭を悩ませてきたことと考えます。

ここでいったん整理をしたいと思います。一つは、今回の申請についてどのような判断を下すのか。担任委員会は、現地調査を総会から委任されて行い報告するだけのところで、決定する権限はありません。可とするか不可とするか、不可とする場合は、どのような理由により不可とするのか、それとも今ここでの判断が難しく継続審議とするのかは、総会において決定していかなければならないことです。

もうひとつは、どの様な書類をそろえれば、許可にあたっての判断となるのかを明確にすることです。そこで提案します。許可にあたっての要領の素案の原案を農業委員会事務局で作成していただけないのでしょうか。素案自体は、部会の方で検討し、農業委員会総会にかけます。50a要件が撤廃されたことで、色々と判断基準を明確にする必要があります。なお、この要綱を定める件については名取市農業委員会のみではなく県の方へも提案するべき案件だと考えます。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

説明が遅れましたが、譲受人の家族は、担任委員会で苗については親戚の方から購入予定であると説明していました。

なお、4月から50a要件が撤廃された件については、以前からの決定事項でした。このことについての具体的な対策を立てずに4月の農業委員会総会を迎えてしまったことに対しては、反省すべき点と考えます。

このこととは別に、この案件について、今回審議を見送ることは田植え作業に支障をきたしてしまうと考えます。

- 議長（大友正一会長）

皆様から色々と意見が出されました。決をとりたいと思います。賛成となった場合についても、譲受人から苗、機械等の購入先、耕起作業についての領収書等根拠資料の提出を求めます。まず、このことを皆さんに承認していただきます。

〔「はい」の声あり〕
- 14番（引地長一会長職務代理）

根拠資料の提出の他、不履行であった場合の確約書を提出させるべきと考えます。
- 議長（大友正一会長）

営農計画書を提出していただくべきと考えます。
- 9番（大内繁徳委員）

ただ今の可否の件ですが、追加の書類提出を求めたうえで保留とし継続審議とする選択肢もありました。採決に継続審議を追加してはいかがでしょうか。
- 議長（大友正一会長）

継続審議となると田植えが遅れる懸念があるとの意見がありましたが問題ないでしょうか。
- 9番（大内繁徳委員）

今後この様な議案が増えていくであろうことを考えると、じっくり審議していきたいと考えます。
- 農地利用最適化推進委員（松浦正博推進委員）

田植えについてですが、5月末に田植えを行った事例もあります。
- 議長（大友正一会長）

確かに6月初めに田植えを行っていた事例もありました。

他に意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕
- 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号1番の議案について賛成とする方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議案第3号1番の議案について反対とする方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議案第3号1番の議案について、保留とする方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕
- 議長（大友正一会長）

それでは、挙手全員ですので審議保留とし継続審議とします。
- 議長（大友正一会長）

議案第3号第2番、第3番、第4番、第5番について賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

「挙手全員」でありますので、議案第3号第2番、第3番、第4番、第5番については、原案のとおり決定いたします。

○ 議長（大友正一会長）

ここで、松浦岩男委員に、着席していただきます。

（松浦岩男委員入室）

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題いたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書16ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年4月10日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年4月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規13件58,890㎡、更新4件32,493㎡、合計17件91,383㎡。

2 利用権を設定する土地

田39筆78,538㎡、畑9筆12,845㎡、合計48筆91,383㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定13件、所有権移転4件。

② 賃借権の存続期間。3年7件、5年5件、10年1件。

③ 借賃（10a当り）。25kg1件、30kg8件、40kg1件、45kg1件、7,716円1件、10,526円1件。

④ 所有権移転の売買総額

2,829,000円1件、1,800,000円1件、330,000円1件、200,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年4月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書17ページから19ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和5年4月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規5件20,486㎡、更新0件、合計5件20,486㎡。

2 利用権を設定する土地

田9筆17,284㎡、畑1筆3,202㎡、合計10筆20,486㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定5件。

② 賃借権の存続期間。10年5件。

③ 借賃（10a当り）。1,000円1件、3,000円2件、5,000円2件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和5年4月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書の21ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

番号1番の賃借料につきまして、10aあたり1,000円との価格は低い金額ではないかと考えます。

○ 5番（入間川昭一委員）

このことについて、地元の農業委員として回答します。

1番の農地は今まで耕作放棄農地として荒れ放題であった農地であり、この度中間管

理機構を通して農地を借りた借受人は無償で整地したと聞いています。農地の状況から、この金額となったものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（松野局長）

それでは、議案書22ページをご覧ください。議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」、このことについて「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け 3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」に基づき、別紙「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり、令和5年度最適化活動の目標を設定したいので提案する。令和5年4月26日提出。

1. 設定する内容 別紙「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり別紙資料に基づき令和5年度最適化活動の目標の設定について説明を行った。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今の説明について、質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号については原案のとおりといたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

《報告事項（4）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地法第４条の規定による届出について」、報告事項（３）「農地法施行規則第２９条第１号による農地転用届出について」、報告事項（４）「農地使用貸借権解約について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野局長）

〔令和５年４月１日より、農地法における下限面積要件（許可後の経営面積が５０a以上であること）が廃止されたことについての報告を行った〕

〔令和５年度農地等利用の最適化に関する意見提出依頼、活動記録の作成及び提出について、HP掲載の農地情報について、農業者年金加入促進活動についての説明を行った〕

〔５月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第２４回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後４時２０分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年4月26日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 8番 _____

署名委員 10番 _____